

第9回 火力電源入札ワーキンググループ

～東京電力(株)の火力電源入札募集要綱の変更の適否について～

平成27年2月16日(月)

事務局提出資料

【背景】

- 今般、東京電力(株)から、東北・東京間連系線の増強検討の開始に伴って、火力電源入札募集要綱の変更を行いたいため、火力電源入札WGにおける審議を依頼する旨の申し出があった。
- 本日は、東京電力(株)からの説明を聴取した上で、東京電力(株)の火力電源入札募集要綱の変更が、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(以下「ガイドライン」という。)に照らして適切か、ご議論いただきたい。
(注)ガイドラインには、中立的機関が認めた入札要綱に基づいて入札募集を開始した後、当該入札要綱を変更することについて、特段の定めはない。

【具体的な論点】

- ①東京電力(株)から申し出のあった入札要綱の変更は、「競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力供給の効率化を図る」という火力入札の目的やガイドラインに照らして適切か。「実質的な競争」が生じるよう配慮がなされているか。
- ②(スライド9:評価方法イメージ) 競争の公平性の観点から、新たな評価方法は妥当か。応札締切後の評価において、上限価格を下回るもの、募集規模を超えることとなる可能性がある札を入れた事業者(「G発電事業者」)を「補欠」扱いとすることについて、競争の公平性の観点から問題はないか。
- ③(スライド11:入札募集のスケジュール) 「仮落札」者の連系線増強に係る負担額('+' α)が決定するまでの程度の期間を要することを想定しているのか。仮に、最終落札者が長期間決定しない場合、「仮落札」や「補欠」とされた者の事業計画等に支障は生じないか。どのように対応する予定か。

5. 実効性・競争性の確保策

新しい火力入札の目的が、競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力供給の効率化を図るものであることを踏まえれば、入札要綱策定や落札者の決定時において、実質的な競争が生じるような入札となるよう配慮する必要がある。

- (1) 本制度についても、原則として入札実施会社が入札募集及び評価・決定を実施することが適切であるが、
(a) 本指針を基本的な入札ガイドラインとし、これに基づいて入札実施会社が具体的な入札手続きを実施すること
(b) 入札仕様・評価方法については、入札要綱の確定・公表前に提案募集(RFC:Request for Comments)を実施することとし、入札実施会社は提案内容についての回答を公表し、提案内容を踏まえ反映できるものは反映することで、あらかじめ競争阻害的な要件を排除すること
(c) 一定の範囲において競争当事者以外の中立的機関が入札プロセスに関与及び検証し、透明性・公平性を確保すること
といった、公平性や競争性を確保するための措置が必要となる。
- (2) 入札実施会社自らが応札するか否かにかかわらず、中立的機関は、入札要綱の策定・提案募集実施、応募案件の評価・落札者の決定等の各段階において、透明性・公平性を確保する観点から関与することが適当である。
- (3) 中立性確保の必要性、中立的機関に求められる機能等を踏まえれば、中立的機関は有識者により構成される委員会とし、入札仕様等に係る提案募集後の入札要綱の確定・公表、応募案件の評価・落札者の決定等の際に、意見を聞くという体制が適当と考えられる。
よって、本指針に基づく中立的機関として、火力電源入札ワーキンググループ(以下「火力電源入札WG」という。)を総合資源エネルギー調査会の下部組織として設置し、入札実施会社が作成する入札要綱案及び評価報告書案の審査等を行うものとする。